

戦後復興期の東京における 視聴覚メディアの活用と

「東京都文化スライド」

東京都公文書館 史料編さん係
太田 亮吾

はじめに

本稿では、教育現場で教材とした視聴覚メディアのうち、終戦直後から戦災復興に向かう時期でとりわけ盛んに扱われたフィルム式の「スライド（幻灯）」について、具体的な事例からその活用実態の一端を明らかにする。

スライドは国内においていくつかの段階を経ながらも古くから「幻灯」の名で広く親しまれてきた。映写の原理や基本的な仕組みに違いはないが、このうち本稿でみるのは、主として35ミリサイズのロールフィルムを専用の映写機でスクリーンに投影する形式のものを指す。カメラの普及にともない戦間期に活用がはじまり、戦争を経て急速に浸透するに至ったこのフィルム式のスライドは、映画など他の視聴覚メディアに比べ安価で稼働させることができ、また機器類の操作や運搬など取り扱いも簡便であったことから、とりわけ物資の不足した終戦直後は、学校教育のみならず社会教育や実業教育、あるいは娯楽や企業等の宣伝手段ともなるなど、多くの場面で使われるようになった。

東京都でも広報活動の一環として「東京都文化スライド」と名付けられた児童・生徒向けのスライド教材を1952年から1969年にかけて製作している。本稿では、東京都が実施していたこのスライド製作事業が開始される1950年代に時期を絞り、教材としてのスライド活用を分析の対象とする。これにより、「東京都文化スライド」が同時代の視聴覚メディアにおいて占めた位置を確認することが、本稿の目的となる。

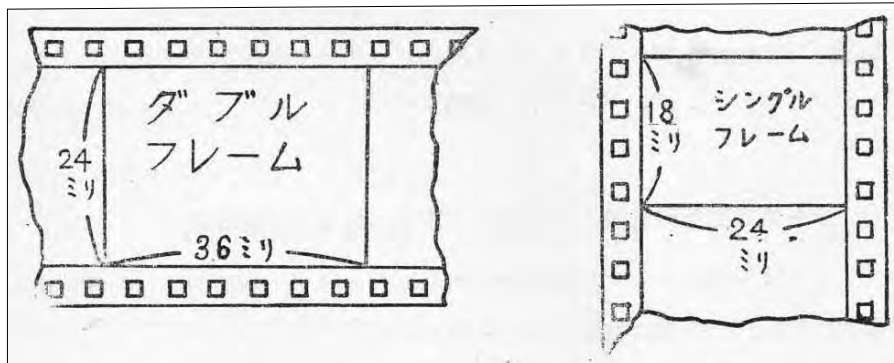
まず第1節で、フィルム式スライドの種類や規格など本稿で扱う「スライド」の基本事項を整理し、その輪郭をつかむ。続く第2節では、一部戦前までさかのぼり、フィルム式スライドが活用されるに至る経緯と、主として教育分野に範囲を絞り終戦直後から1950年代にかけてのフィルム式スライドを含む視聴覚メディアの活用実態を概観する。以上をふまえたうえで、第3節において東京都が実施した「東京都文化スライド」製作事業を取りあげ、その特色を明らかにする。

なお、本稿は、東京都公文書館が現在刊行している資料集『都史資料集成Ⅱ』シリーズの別編として「東京都文化スライド」を収録した『図録東京都政1―「文化スライド」でみる東京～昭和20年代』（2016年3月刊行）の編さん過程で実施した調査の一部をまとめたものとなる。

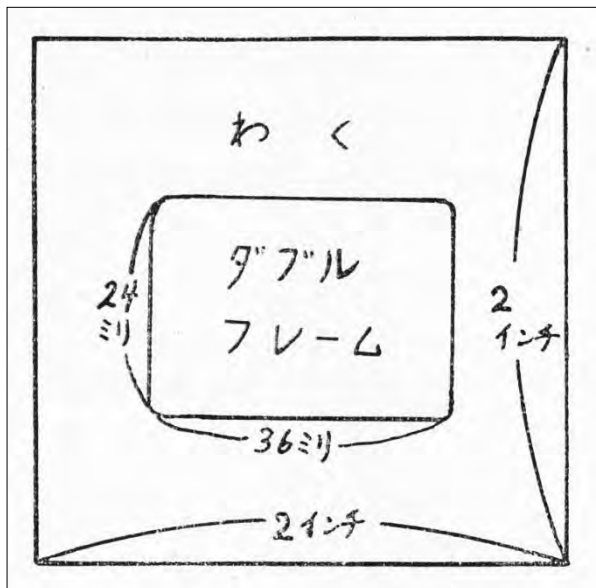
1 スライドフィルムの種類と特性

(1) スライドフィルムの種類

本稿で対象とするフィルム式のスライドには、形態や大きさの異なる複数の種類が存在していた。また、スライドの画像を投影する専用機器である映写機については、1952年の時点で日本工業規格による標準規格が制定されている^{*1}。以下、文部省が教育関係者向けにまとめた視聴覚教材関連の解説^{*2}を主な手がかりとして、1950年代当時における標準的な



【図1】 フィルムストリップ



【図2】 ひとコマスライド

スライドの種類をまず確認しておく。

フィルム式のスライドには、複数のコマをロール状のフィルムに連ねたもの【図1】と、ひとコマごとにフィルムを切り離しマウントと呼ぶ枠に入れて用いるもの【図2】がある。

前者を特にフィルムストリップといい、通常は35ミリフィルムが使われる。また、後者はひとコマスライドないし手札型スライドなどと呼ばれる。

35ミリのフィルムストリップにおけるスライド画像の大きさは、映画用35ミリフィルムと同じ縦18ミリ×横24ミリの画面を縦方向に連ねるシングルフレームと、これをふたつ組み合わせ縦24ミリ×横36ミリとした画面を横方向に連ねるダブルフレームとがある。シングルフレームでは画面が小さくなるためより多くのコマを収められるのに対し、ダブルフレームは低出力の光源でも相対的に鮮明な画像を投影できるといった利点がある。

また、ダブルフレームはライカ判の画像と同じ大きさになり、カメラで撮影した画像を使うなど個人でスライドを自作する場合は画像の大きさを変えずに済むため最も簡易な規格となる。なお、当時アメリカをはじめとした海外ではシングルフレームが一般的であったが、戦中から戦後にかけて国内で製作・流通したスライドはダブルフレームによるフィルムストリップが大半を占めていた。

これらフィルムを切り離すと、ひとコマスライドになる。シングルフレームとダブルフレームいずれのフィルムも、2インチ四方の枠に挟み使用するのが標準とされていた。一般論として、学習等の必要上、任意の画像のみ高頻度で抜き出して映写する機会が多い場合はひとコマスライドによる活用が適しており、物語のようにコマ同士が関連しあい全体で脈絡を持つ内容の場合はフィルムストリップの形態が便利であるとされている。

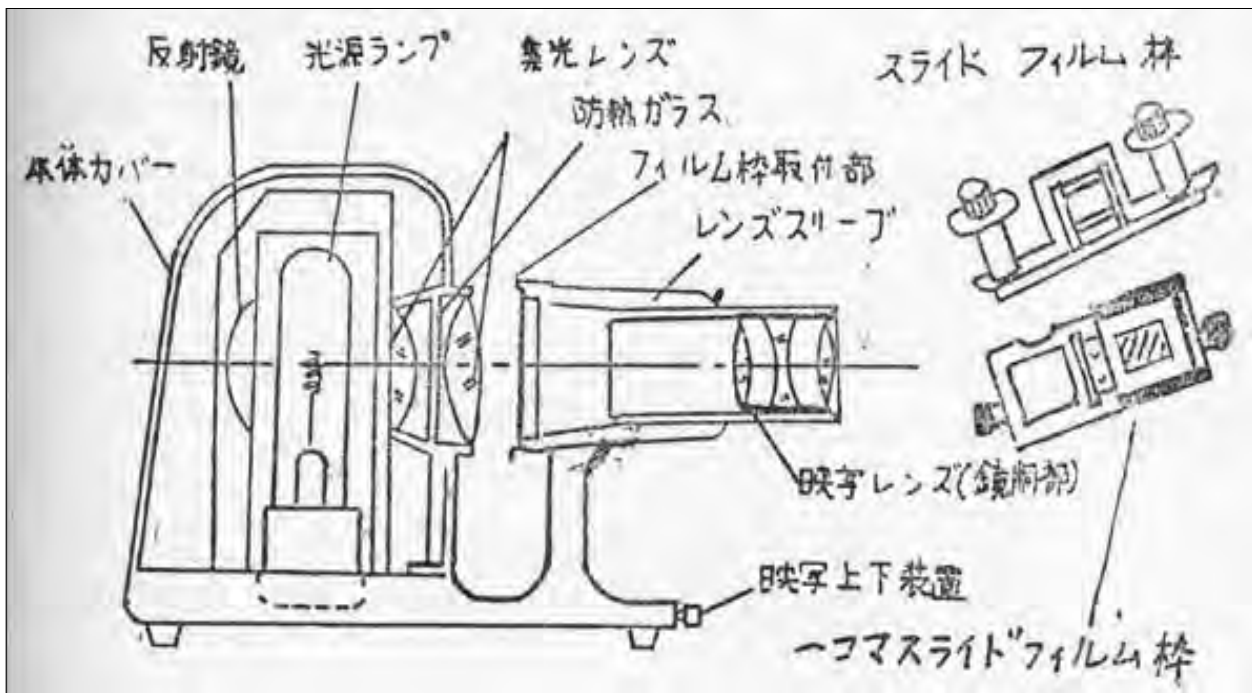
（2）スライド映写機の構造

スライド映写機は、映写レンズ・集光レンズ・フィルム取り付け枠・光源となる電球で構成されている【図3】。集光レンズによって収束した光源からの光をフィルムに透過させ、これにより得られた像を映写レンズでスクリーンへ投影するというのが、スライド映写機の基本的な原理となる。単純な構造であることが特色とされており、外形や対応するフィルムの種類とその数、光源、焦点距離などで性能上の差はみられるが、その仕組み自体に大きな違いはない。

映写するフィルムは専用の取り付け枠に装填して映写機に組み込む。フィルムストリップとひとコマスライドのいずれにも対応する映写機の場合は、このフィルム取り付け枠の部分を差し替えることでそれぞれのスライドが扱えるつくりとなっている。また、取り付け枠の窓枠（アパーチャ）を交換することで、シングルフレームやダブルフレームなど大きさが異なる画面に対応する。なお、アパーチャの寸法はJ I S規格で細かく定められている。

光源となる電球はフィルム映写専用のもを使い、大きさも100V100Wから1000Wほどまで幅がある。時期によりその目安は変化するが、一例として1949年段階で文部省が示した基準を挙げると^{※3}、少人数を対象とした小さな投影スクリーンで済む場合は100Wから150W程度の電球、教室で使用するような場合は200Wから500Wのもの、講堂など大多数が集まる場で使う際は500Wから1000Wの電球をそれぞれ備えた映写機が最低限必要になるとされている。ただし、以上の基準はモノクロフィルムの映写を前提としており、画像がカラーとなる場合は、少なくとも500W以上の電球を使わなければ投影する画像の細部にわたる再現はできないとされている。

このほか、小型のものを除き多くの映写機では冷却用の送風装置が備えられている。加えて集光レンズには防熱ガラスが組み込まれており、光源から発生する熱でフィルムが損耗することを防いでいる。なお、J I S規格では、特定の映写条件におけるフィルムの上昇温度

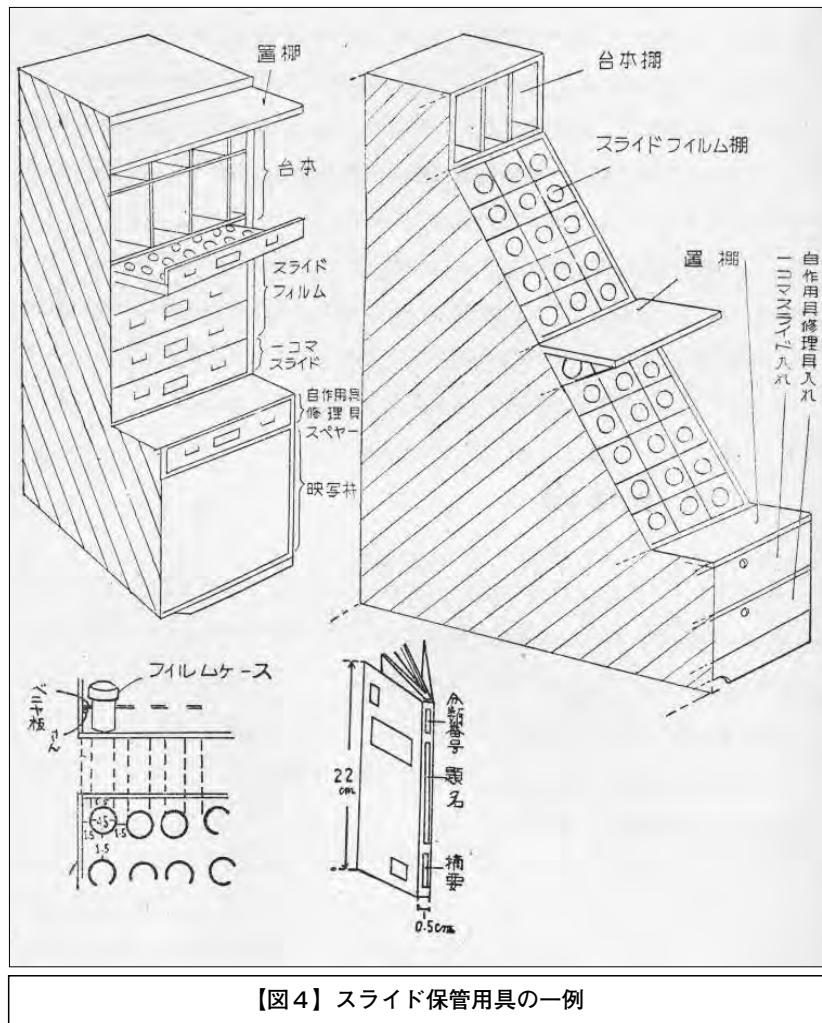


【図3】 スライド映写機の基本構造

を元に映写機の性能基準を設けている。これを満たしたものであるならば、同一画面を5分間映写し続けたとしてもフィルムを傷めることなく安全性が保てるとされている。

（3）スライドの付属品と保管方法

スライドには、補助的なものとして、収録内容と対応した冊子体の解説書・台本が付属している場合がある。投影される画像についての説明や関連情報が記載されており、映写の際には手元に控えて適宜読み上げるなど解説の参考として活用される。通常、スライドを評価する場合は、スライドの画像だけではなく、解説書の出来や両者の対応関係などにも注意が向けられる。なお、解説書は映写とともに繰り返し使われるため、摩耗や損傷に備え厚紙で補強したほか、専用のバインダーなど保存用具が市販されてもいた^{※4}。



【図4】スライド保管用具の一例

また、フィルムストリップを保管する際は筒状のフィルムケースが使われた。ケースの素材は紙製やプラスチック製などがあり、フィルムを巻き上げた状態で収めるつくりのものが一般的であった。また、ケースには複数のカラーバリエーションがあり、ケースに添付するラベルなどの書き込みに加え、ケース自体の色を手がかりとしてスライドの分類や整理ができるしくみにもなっていた。こうしてケースに収納したスライドは、ケースの大きさにあわせた間仕切りのある戸棚などに並べるなどの仕方で保管された^{※5}【図4】。

（4）教材としてのスライドの特性

教材としてのスライドには、学習者の思考や理解度に応じて、時間をかけ静止した画面を示すことができるという特性がある。そのため、動的な表現となる映画やテレビなど映像による教材とは用途や役割の面で区別される。また、必ずしも動的な描写を必要としない物体や現象については、これを拡大して鮮明な画像を詳しく細かなところまでゆっくりと観察することができる。動態を表現する場合でも、運動の過程からいくつかの重要となる特徴的な瞬間を捉え、それらを静止した画像で比較しながら観察するといった使い方もできる。この

場合、対象となる動態の過程を理解するうえでは、映像を用いるよりも効果的となることがあるとされている。

このほか、学校教育におけるスライドの主な特性としては、次の諸点が指摘されている^{*6}。

第一に、低学年の学習指導にとりわけ役立つことが挙げられる。例えば、映画やテレビでは、一定の速度をもって画面が流れ、表示される情報は次々と消え去っていく特性があるため、その表示速度についてゆけない学習者にとっては必ずしも十分な効果を与えることができない。とりわけ映像資料に慣れていない低学年の児童にとっては、適切な教材とはなりえない。スライドはこのようなときに効果的に使うことができるとされている。

第二に、反応を確かめながら先に進めることができる点が挙げられている。学習者にとって必要となる情報を最適な方法で示すことがスライドでは可能であり、教材の内容が学習者に定着しながら授業が進行しているか、適宜映写を停止して反応を確認しながら学習を進めることができるとされている。

第三に、受講者全員に明確な教材が提示できるという点が挙げられている。スライドは、拡大投影することにより、常に鮮明な教材を学習者全員に提示することができるため、提示する資料が小さいため見落としが生じるといった事態を回避することができるとされている。

第四に、比較的簡単に導入できる点が挙げられている。スライド映写機は比較的単純な構造であり操作も容易であるため、事前の準備や教材研究もしやすく、扱いに慣れていない者でも制約の少ない機器であることが指摘されている。

第五に、画面を元に戻す操作が可能であるため内容の定着化が簡易であることが挙げられている。スライドでは、その仕組み上、映画などと比べ前に表示した画像へ戻す操作が簡単にできる。そのため、学習中に先の内容がわからなくなった場合などで、画面を元に戻して再度解説を加えなおすといったことが容易に可能となる。このことから、学習内容を明らかにし、時間をかけ確実に定着させていくにあたり、スライドは相対的に有効な手段であるとされている。

2 スライド活用の実態と制度

(1) 戦前におけるスライド活用と文部省による規格の制定

フィルム式のスライドが教材として広く活用されるようになったのは、1930年代ころであったといわれている。アメリカにおける視覚教育の方法論が国内に紹介されると、新潟・金沢・名古屋・和歌山・広島の各市にある師範学校附属小学校を中心として自作スライド教材の研究会がおこなわれるようになった。日中戦争が始まると、物資の不足によりこれらの活動は停滞するが、この間、とりわけ地理や理科の分野でフィルム式の自作スライドが盛んに取り入れられた^{*7}。

こうしたなか、文部省がスライド映写機の規格を制定し、あわせてスライド製作を開始している。1941年1月ころより、国民の科学教育と戦時下における時局認識の徹底をはかる目的で、映画と並行してスライドも活用する計画が立てられ、スライド映写機とフィルムの規格について関係者による審議が重ねられた^{*8}。この結果は、1941年12月12日付で文部次官裁決定「文部省幻灯画並幻灯機規格」（昭和16年発社348号）として制定される^{*9}。

このうち幻灯機の規格では、光源と性能が規定されている。規格制定の実務を担当した文部省技師である中田俊造の解説によると、「光源は簡易に家庭用の電灯線より使用し得るものとなし、電力量は一〇〇ワット以下、寿命五〇時間以上を保つ電球を用ふ」とあり、戦後の映写機よりもはるかに小型となる電球の使用を想定していたことがわかる。また、性能についても、照度や焦点距離、解像力などで同様の傾向が認められる。なお、規格以外として付せられた条件には、「現下の時局に鑑み」「軍用資材の節減をはかる事」、補修等で余分な資材が必要とならないよう「堅牢である事」、「消耗品（光源ランプ等）の入手が容易なるべき事」といった点にもふれられており、戦時下における金属類の使用制限を前提としたものであることがうかがえる^{*10}。

幻灯画の規格では、フィルムの素材と画面の寸法が規定されている。フィルムの素材については、「取扱中破損の恐れなく、軽量にして容積小さく、且つ複製費が低廉で、複製能率大なるものであり又、取扱簡便にして一部紛失のおそれ無く、編輯意図の徹底を期し得る等の諸点より、緩燃性「ベース」を使用せる、三五耗映画用「ロールフィルム」を用ふる事」とあり、35ミリのフィルムストリップの活用が規定されている。また、画像の寸法に関しては、「映画の二コマ分を一画面と決定した」とあり、縦24ミリ×横32ミリとされている。ダブルフレームとなるが、画面の横幅が4ミリほど短い。これは、画面の大きさを決める際に「視覚上その効果が最も良好なる縦横三体四の比例とし」たことによる^{*11}。この結果、戦後において横幅の異なる画像のスライドが混在する事態となった^{*12}。

また、この文部省による規格制定により、以後国内のフィルムストリップは海外において主流とされていたシングルフレームではなくダブルフレームが一般的となる。これは小型の光源しか用意できない環境でも映写を可能にするための措置であったといわれている^{*13}。

以上の規格制定とあわせて、文部省は規格に適合した幻灯機を選定し、全国に割り当てを実施した。東京芝浦電気と映写機製造会社である皆川電機製作所がそれぞれ開発・製造した映写機を文部省選定幻灯機とし、両社に量産させている。初年度となる1941年には各600台、翌年には各1,200台が製造された。1943年以降は、文部省の外郭団体である大日本映画教育会に委嘱し割り当て事業を継続している^{*14}。

また、幻灯画についても文部省が製作に乗り出し、上記選定幻灯機の備付者に対して無償で配布した。1941年は7作品、1942年は12作品が製作されている。加えて、1943年8月からは毎月1作品を配給する「幻燈月報」の製作が始められている。文部省監修の下、横浜シネマ商會が製作を担当し、大日本映画教育会の会員組織を用い有償で頒布する流れとなっていた^{*15}。

（2）終戦直後のスライド活用

1946年、文部省は戦後初となる衆議院議員総選挙の実施に際して、スライド教材「新しき出発」および「われらの政治」を製作し、全国4400団体に配布した。これをひとつの契機として、スライドの製作とスライド映写機製造の機運が高まったといわれている^{*16}。正確な数字ではないが、1948年末で年間7万本の需要があると見込まれていたスライドは、1951年には40万本まで増加したと推定されている^{*17}。また、スライド映写機の製造業者は1949年の時点で10社、スライド製作関連会社も1950年の段階で30数社を数えるまでとなっている^{*18}。

このうちスライド製作については、個人事業による小規模な会社も多数存在しており、なかには映画製作者からの流入もみられた。東京都教育庁社会教育部によると、映画法に基づき戦時下の劇場で強制的に上映されていた文化映画が「戦後法律の廃止により上映の場を失ったので、幻灯界へ転向した短篇制作者が相当あつた」ことが、製作者急増の背景にあったとされている^{*19}。また、戦後数年のあいだに製作されたスライドの大半は物語仕立ての作品であり、その多くは戦災の被害を受けた映画上映に代わる手ごろな娯楽として扱われたという^{*20}。

こうしたなか、スライドを学校教育用の教材として活用する取り組みが整えられる。1947年、文部省は教育映画等審査規程を制定し、教育映画等審査委員会を設け、映画やスライド、紙芝居の評価および選定を開始している^{*21}。この選定制度は、教育現場において作品の選択基準として用いられた。

一方、視聴覚教育関係団体による教材スライドの製作もはじまる。1946年、大日本映画教育会の解散にともない、日本映画教育協会が設立された^{*22}。1948年、同協会は教育映画およびスライドの製作を目的とした研究会を設置し、手始めに教材スライド用の脚本を試作している。翌年、学校視聴覚教育の推進団体である日本学校映画教育連盟が発足すると、両組織共同で作品製作に向けた研究が進められることとなった。1950年、スライド製作会社で構成する教材スライド大系製作者協議会が設置され、日本学校映画教育連盟がまとめた原案に基づき、日本映画教育協会企画、教育関係識者などで構成する社会科教材スライド大系審議会の監修、教材スライド大系製作者協議会が制作を担う体制で、小学校向け社会科専用教材となる「社会科教材スライド大系」シリーズの製作が開始される^{*23}。スライドは、小学校高学年向けと同低学年向けに分かれており、学習指導要領に準拠するかたちで單元ごとに作品が用意された^{*24}。

また、この間にスライド関連業者のあいだで独立した組織を立ち上げる機運が高まり、1950年6月に日本幻灯連合会が設立されている。連合会ではスライド宣伝冊子の発行や百貨店におけるスライド即売会の企画運営などがおこなわれ、発足時は21社であった会員会社も、翌年の段階で40数社と倍増している^{*25}。

そして、1951年には11月11日を「幻灯の日」^{*26}と定め、記念行事を毎年開催することが決められた。初年度は日本幻灯連合会の会員会社であるスライド製作および映写機製造関連業者46社で構成された「幻灯の日委員会」と読売新聞社が主催者となり、文部省をはじめ厚生省、農林省、通産省、労働省などスライド活用に取り組んでいた官庁のほか、東京都教育庁や日本映画教育協会、日本学校映画教育連盟などが後援として名を連ねている^{*27}。

12日に読売ホールで開かれた中央大会では、記念講演やスライドの起源とされている「うつし絵」の実演、功労者の顕彰のほか、「幻灯の日」記念行事の柱ともなった「全国自作スライドコンクール」を実施している。優秀作品には文部大臣賞が設けられたこともあり、応募数は年ごとに増えスライド活用のすそ野を広げる役割を果たしたという^{*28}。

また、中央大会に加え、前後する期間ではスライドの普及をはかる関連行事も企画されており、9日には交詢社ホールで計41編からなる新作市販スライドの発表会、11日にPRカーを用いた移動映写会、14日から16日にかけては都内4校で教材スライドを活用した公開授業がおこなわれたほか、自作スライド関連団体である日本アマチュアシネスライド協会による集会などが開かれている^{*29}。

文部省の調査によると、1950年度に新規で製作されたフィルムストリップは793作品、1951年度が1043作品、1952年度は1346作品に上るとされている^{※30}。また、日本映画教育協会と日本幻灯連合会のまとめによると、1954年9月の段階で購入可能なスライドは約3800作品、映写機は20数種に及んでいる^{※31}。新作スライドはその後、1955年で888作品、1960年には668作品と下降をたどり、製作会社の業務も1960年代に入ると自社企画の作品に代わり受注による製作の割合が増していったとされている^{※32}。これらをふまえると、教材となりうる新作スライドの供給は1950年代前半が最盛期であったといえる。

（3）東京における視聴覚教育の展開

東京における視聴覚教育は、映画を中心に戦前より取り組みがはじまっている。

1937年9月、市教育局社会教育課は映画教育振興のため、小学校教材映画ライブラリーを設置している。初年度は16か所、翌年度には24か所となるフィルムライブラリーを市内の各拠点校に設け、地理および理科の教材映画の貸出がおこなわれた。あわせて、市内35区を6ブロックにわけ、映画教育に関する連絡を取りあう体制も整えられている^{※33}。

この間、各区では区教育研究会の下に映画研究部が設置されたほか、教育関係者による自主的な研究団体も複数組織され、映画教育の実践研究が重ねられていた^{※34}。1941年には、これらの団体が中心となり東京映画教育懇話会が設立されている^{※35}。

戦後の視聴覚教育は、こうした東京市の事業や教育関係者による取り組みの延長線上で展開した。例えば、1946年の段階で東京都教育局は都民映画会や都民映画コンクールの開催、国民学校や青年学校に対する映画フィルムの巡回貸出を実施している。このうち、各学校向けの巡回貸出ではスライドフィルムもあわせて扱われていた^{※36}。

1948年11月、東京都教育委員会の発足にともない都教育局は同委員会の事務局となる東京都教育庁に改組された^{※37}。翌年、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）による占領政策の一環として、民間情報教育局（CIE）を通じ都道府県に映画フィルム（CIE映画）や16ミリ発声映写機、32ミリスライド映写機が貸与された。これをうけ、都教育庁社会教育部に視覚教育課が新設され、機材の受け入れと都内における上映業務を担当した^{※38}。

一方、東京映画教育懇話会は、1946年ころより都教育局の協力をうけ、戦災で損壊した校内の視聴覚施設に代わり映画館や劇場などを利用した「映画教室」活動をはじめている。1948年には、利用映画館70館、参加児童数はのべ150万人を超えるまでに活動が拡大したことから、内容の向上と事務の効率化をはかるため、新たに東京都映画教室連盟が組織された^{※39}。その後、東京都映画教室連盟は1949年に東京都映画教育連盟と名称を変更、また1951年には東京都視覚教育研究会と改め、映画教室のみにとどまらず学校視聴覚教育全般に活動範囲を広げてゆく^{※40}。

1951年11月、東京都映画教室連盟も加入する日本学校映画教育連盟の全国視聴覚教育研究大会が目黒区でおこなわれた^{※41}。大会の開催にあたっては区が全面的に協力し、区内の小中学校で公開授業が実施されたほか、映画やスライド、放送、紙芝居など各視聴覚教材に関する区独自の研究報告書がまとめられている。この報告書においてスライドは、「映画とちがって要点はじっくりと絵を止めて説明することが出来」、「要点だけを重点的にピックアップして作られているために主題から離れずについてゆくことも比較的容易である」とまとめられており、映画との比較でスライド独自の特性が把握されている^{※42}。

こうしたスライドに対する評価は、都教育庁における視聴覚教育行政とも共有するものであった。1955年の段階で教育庁は、「スライドが視聴覚教具として、その利用価値が増大しつつあることは喜ばしい現象で、その操作の容易な点、納得ゆくまで解説出来る点、自作自演出来る点等今後の教育活動における方法、手段として大いに推奨されてよいと思われる」として、「スライド教育の振興」を事業のひとつと位置づけている^{※43}。

この間、1951年から新聞各社と共同で市販の新作スライドを毎月上映する発表会が企画されたほか^{※44}、1953年ころより教育関係者向けの自作スライド講習会が実施されている^{※45}。また、このときあわせて社会教育部と指導部が中心となり教育庁独自のスライド製作事業も手がけるようになる^{※46}。1954年度から社会教育向け、1956年度からは学校教育用向け教材スライドの製作がはじまり、都内の公立小中学校や図書館などに配布された^{※47}。加えて、1958年には指導部に視聴覚教育担当の指導主事が新たに設置され、視聴覚教育振興の一環として、学校向け教材スライドの製作を推進したという^{※48}。

3 東京都によるスライド製作事業

(1) 「東京都文化スライド」の概要

1950年代に入ると、東京都が事業主体となりスライドを製作するようになる。扱われている分野や製作した部局の違いなど、単体の作品も含めるとその種類は多岐にわたるが、ある程度まとまりを持った数が確認できるものとしては、東京都教育委員会が手がけた前述の教材用スライドと、広報主管部門が継続的に製作していた「東京都文化スライド」シリーズ（以下、「文化スライド」と表記）が挙げられる^{※49}。

このうち文化スライドについては、1952年6月から1969年3月にかけて合計168タイトルが製作されている。通し番号が割り振られた153タイトルの通常作品と、番外的な位置にある「特集」作品15タイトルがあり、いずれもすべて35ミリのロールフィルムを用いたダブルフレームのフィルムストリップとなっている。通常作品の場合、基本的に25コマ構成、着色処理が施されているものも一部みられるが画像はモノクロである。これに対し、「特集」作品は長編かつカラーという違いがある^{※50}。

収録内容は、都政の概要を領域ごとにまとめたものとなっている。その範囲は行政全般にわたっており、写真のほか、グラフなどの図表やイラストを交えて紹介されている。また、1950年代から1960年代にかけての東京の風景が映し出されていることから、画像記録としての資料価値も認められる。

このほか、それぞれに収録内容と対応するB6判冊子体の「スライド解説書」が付属しており、映写の際に画像の解説として読み上げるための脚本、スライドのねらいや概要、主な利用方法の説明などに加え、個々の収録画像に対する注釈や参考情報が記載されている。ここから各作品で扱われている主題の基本事項が確認できる仕組みともなっていた。

これら文化スライドの用途については、基本的に学校教育における教材を想定していたと推測される。例えば、事業の開始に先立ち作成したとみられる資料では、「東京都政を社会教育的見地から」まとめ「一般都民の教養向上と中小学校の社会科学習にも役立たせ将来の都民としての自覚を養成する」ことが事業の目的であると明記されている^{※51}。付属の解説書でも小中学校の授業における活用を推奨しており^{※52}、児童・生徒向けという側面をあわせ持つ点が文化スライドの大きな特徴であったといえる。

こうした教材としての側面は、スライドの配給の仕方からも確認することができる。東京都の事業内容を年度ごとにまとめた『東京都政概要』によると、文化スライドは1952年の段階で1号あたり1,250本が作成され、「区・市役所、支庁、公立小中学校、公民館、図書館等に配給」とするとともに、「都・教育庁において保管貸出」をおこなっていたとしている^{※53}。このうち作成本数に関しては、不明の時期も一部あるが、1957年時点で1,385本^{※54}、1959年は1,435本^{※55}、1961年から1,525本^{※56}、1963年より1,605本^{※57}と、増加の傾向がみとれる。また、各年における都内公立小中学校の総数を『東京都統計年鑑』^{※58}により確認すると、1952年1,143校、1957年1,313校、1959年1,379校、1961年1,449校、1963年1,541校となり、スライド作成本数が学校の増設と概ね対応していたことがわかる。

（2）行政広報の展開

このように、文化スライドは学校教育での活用を想定したつくりとなっている。その製作は、東京都の行政広報を所管する部門が担当していた。都民室広報部の事業としてはじめられ、その後、1956年に都民室と外務室の統合により設置された広報渉外局、また1960年には同局の廃止にともない発足した広報室と、部局の改編はみられるものの一貫してそれぞれの下に置かれた広報部が事業を継続している。

東京都が実施する行政広報は、戦時下の東京市から引き継いだ『市政週報』（のち『都政週報』に改題）や『隣組回覧板』の発行など、1943年の都制施行当初からおこなわれていた^{※59}。戦争末期から終戦直後にかけてその機能は一度ほぼ停止するが、1947年9月に発生したカスリーン台風を契機として、再び組織的な広報活動の必要性が意識されるようになる。1948年10月より壁新聞形式となる『東京都お知らせ』の発行がはじまり、公衆浴場や駅、図書館など各所で掲示された^{※60}。1952年の夏まで計95回実施されており、「都自体の広報手段として都の施策を都民に伝達する重要な役割を果たした」といわれている^{※61}。

一方、連合国軍最高司令官総司令部は、民主主義教育の推進と普及をはかるため、各行政機関の広報活動に対し指導を強めていった。政府には民間情報教育局が、また各府県ではそれぞれの地方軍政部が指導にあたり、全国の府県で広報主管課が設置される^{※62}。

東京都でも地方軍政部の指導をうけ、定例記者会見の実施や鉄道各駅における広報放送の取り組みがはじまったほか、1949年11月には能率部と広報部からなる知事室が発足し^{※63}、専管の組織として広報部門が新設された。知事室の長となる参与^{※64}には、安井誠一郎都知事と同郷の岡山県出身である作家・評論家の木村毅^{※65}が就き、広報業務を担う広報部は、部の長となる主幹の下、課長級の主査数名により事務を分担する体制がとられた。

この間、ニュースカーの運用や広報映画「東京ニュース」の製作および上映会の開催、各戸配布形式による『東京都お知らせ』家庭普及版の発行など、広報媒体の多様化と充実化がはかられた。また、あわせて壁新聞には広報重点事項が記載されるようになる。そこで最重点と位置づけられたのが、民主主義教育であった^{※66}。教育庁社会教育部と連携をとり、「民主政治教育強調期間」が設けられ、新憲法の原則となる国民主権や基本的人権、加えて地方自治などが扱われた。その広報・教育手段としては、講演会や討論会の開催のほか、『東京都お知らせ』における特集、広報映画が活用されている^{※67}。

また、各都道府県に広報主管課が設置されたことをうけ、1950年に全国知事会の主催で全国都道府県広報主管者研修会が実施された。その際、広報主管課長による自主的な連絡組

織の結成が提案され、全国広報主管者協議会が発足する。これにより広報主管者研修会は全国広報主管者協議会と全国知事会の共催で定期的実施されるようになった^{※68}。

この研修会には安井知事も毎回出席し、研修に臨む全国の広報担当者を激励したといわれている^{※69}。また、1950年7月から10月にかけておこなわれた訪米の後、安井は日比谷公会堂で開かれた演説会において「都政にPRの組織をもつ」必要を語ったとされており^{※70}、広報活動を重視していた。こうした知事の意向もあり、1951年9月に知事室は企画部・公聴部・広報部・能率部・首都建設部からなる都民室へ改組され、その機能強化がはかられた。室長には、アメリカでPR理論の研修をうけていた磯村英一が就任している^{※71}。

これにより都の広報活動は、新たに導入されたPRの考えに基づき、「きく公聴」に対する「しらせる広報」と位置づけられることとなった^{※72}。「都民に正しく、早く、かつ広く都政を批判する素材を提供し、その結果として現われる正当な世論を都政に適切に反映させることを理想」とし、広報手段についても「あらゆる機会を利用して都民の一人一人に知らせるために、その種類の多いことが要求」された^{※73}。

（3）スライド製作の組織

文化スライドの製作は、この都民室の新規事業として開始された。その際、先行しておこなわれていた広報映画「東京ニュース」製作事業と対の関係で進められている。

都民室広報部は、発足当初、前身にあたる知事室広報部と同じく複数の主査が事務を分担する体制であった^{※74}。1952年11月に改正された東京都都民室処務細則によると、広報部には連絡主査・報道主査・普及第一主査・普及第二主査の4名が配置されており、連絡主査の担当事務として「映画及びスライドの作成に関すること」が規定されている^{※75}。

このとき連絡主査の職にあった本藤巖^{※76}は、都民室の設置にあわせ広報部主査へ異動しており、文化スライド製作事業の初代担当者であったとみられる。都庁内で流通していた「庁内紙」のひとつに人物評が掲載されており、「目下「東京ニュース」や「文化スライド」のプロデューサーをやっている」とある^{※77}。ここから、文化スライドおよび広報映画の製作における連絡主査の役割は、作品の企画や事業の統括が中心であったと推測される^{※78}。

このうち映画に関しては、東京都の外郭団体である社団法人東京都映画協会が制作の実務を担っていたことが、同協会の記録から確認できる^{※79}。東京都映画協会は、広報映画「東京ニュース」の事業開始をうけ1950年3月に設立された。その定款でも広報映画の製作および配給上映が主たる業務と位置づけられている。発足時の役員には、岡安彦三郎副知事が理事長、木村毅参与ら都政幹部などが理事を務め、1957年までは広報部長^{※80}が事務局長、一部を除き他の事務局員も広報部職員の兼務により担われていた。協会事務所も都庁内にあり、設立当初に限れば広報部と一体の組織であったといえる。

一方、文化スライドは、民間の専門会社である「東京スライド株式会社」に制作業務を委託していたようである。同社は文部省や都教育庁の教材スライドも手がけており^{※81}、文化スライドでは取材や撮影、編集などを担当していたとされている^{※82}。具体的な制作工程で不明なところもあるが、連絡主査の役割や映画における制作組織のあり方をふまえるならば、広報部による企画をうけ、同社が制作業務全般を請け負っていたものとみられる。

また、広報渉外局の事業をまとめた年次の報告書『広報渉外局事業概要』では、映画およびスライド製作の意図と広報部の役割が記載されている^{※83}。それによると、文化スライドは、

「都政を視聴覚を通じて理解させる」広報映画「東京ニュース」と「同じ目的のもと」製作するとしており、両者が関連づけられていることがわかる。文化スライドの用途については、「主として小都民の社会科教材として、都政に対する認識と関心を高めている」とあり、とりわけ学校での活用が念頭に置かれていたこともあわせて確認できる。

そのうえで広報部の役割に関する説明をみると、広報映画「東京ニュース」の場合、「広報部において主題を定め、企画委員会を開催して、撮影素材を決定」したうえで、撮影等は東京都映画協会に委嘱するとある。これは都民室の段階と大きな動きはないとみられる。

これに対し、文化スライドについては、「広報部、関係局部、教育庁関係者をもって企画会議を開き、テーマを決定してシナリオを作成する」とされており、映画製作ではみられない企画段階における教育庁など他部局の関与が認められる。映画が広報部主導による体制とするならば、文化スライドは広報部だけでなく、教育庁や各作品の主題に関わる部局との共同製作の色合いが濃いものであったと推測される^{*84}。

(4) 教育行政からみた「東京都文化スライド」

教育庁が文化スライドについてはじめてふれた文献は『東京都社会教育の概況』であり、視聴覚教育に関する施策として、「東京都文化スライド 都下小、中学校に一本づゝ配布（五種類配布済）」と記されている^{*85}。本資料の作成時期は1952年10月ころと推定されており^{*86}、教育庁が文化スライド製作の最初期から関わりを持っていたことがわかる。

また、1953年度の「社会教育基本方針」をまとめた計画書では、「スライド教育の振興」との項目が設けられ、「スライドは視覚教具として最も効果があり、しかも経費は低廉で、取扱操作は簡便なので現在では映画と共に、社会教育に無くてはならない教具となつて」と評価したうえで、文化スライドの配布および利用促進を目標として掲げている^{*87}。加えて、教育庁社会教育部視覚教育課が1957年の段階でまとめた視聴覚資料の目録では、文化スライドの各タイトルが概ね小中学生向けと分類されており、学校教材として捉えていたことも間接的にうかがえる^{*88}。都の教育行政において、文化スライドを学校教育と社会教育の双方にまたがる教材とみなしていたことがわかる。

一方、教育庁社会教育部が作成した1953年度の『社会教育振興対策』によると、社会教育部および指導部が中心となり「庁内に教育スライド企画委員会を構成して教育スライドを製作し公民館図書館市区島嶼教育委員会小中学校に頒布する」計画が構想され、教育庁独自のスライド製作に向けた取り組みがはじめられている^{*89}。これをうけ、1954年度の「社会教育基本方針」をまとめた計画書では、前年度でもみられた文化スライドとあわせて「社会教育用スライドの製作」が新たに加えられている^{*90}。

また、各年の事業概要をまとめた『東京都の教育』でも、1954年度の報告から「スライド教育の振興」の項目が設けられ、具体的な施策として「社会教育スライドの製作」および「東京文化スライドの製作」を挙げている^{*91}。1956年度からここに「学校教材スライド」が加わり^{*92}、教育庁製作スライドは社会教育向けと学校教育用教材の2系統となる。

この間、文化スライドに関しては、「東京都広報部から配布を受け、都下各区立図書館、小中学校に貸与したスライド」と説明するにとどまり^{*93}、1957年度の事業報告からは言及自体もなくなってしまふ。以後、『東京都の教育』で取りあげるスライド関連の記述は、「学校教材スライド」および「社会教育用スライド」のみとなる。教育庁独自の教材スライド、

とりわけ学校教育用スライドの製作がはじまることにより、主たる用途で競合する文化スライドの役割は都の教育行政のなかにおいて相対的に低下していったものと推測される。

おわりに

戦後、国内で活用されたスライドは、その多くが35ミリのロールフィルムによるダブルフレームのフィルムストリップと呼ばれる形式のものであった。戦時下において文部省が制定した規格とも対応しており、終戦直後から1950年代にかけスライド製作および映写機器の製造が盛んとなる。教育の分野でも映画と並ぶ教材として広く活用された。

こうしたなか製作されたのが、「東京都文化スライド」シリーズであった。1952年にはじまる文化スライドの製作事業は、民主主義教育の推進を最重要事項と位置づけ、その機能強化がはかられていた東京都の広報主管部門により進められた。月1本の間隔で製作されたスライドの内容は、都政の概要を分野ごとにまとめたものとなっており、児童・生徒向け教材としての側面もあわせ持っていた。そのためもあって、スライド教育の振興を掲げていた都の教育行政も企画の段階から連携する体制がとられていた。

これら文化スライドが実際にどのようなかたちで活用されていたかは、記録が限られており現段階では不明なところも多い。ただ、製作に協力していた東京都教育庁でも1950年代半ばから独自に教材スライドの製作を手がけるようになり、文化スライドが教育行政に占める役割はこれにより次第に低下していったのではないかと思われる。

また、文化スライド自体も、シリーズ名称が「東京都広報スライド」と変わる1963年中に年間6本の製作となり^{※94}、続く1965年度からはさらに4本まで減じている^{※95}。新作の製作は1969年までおこなわれているが、1960年代を通じて広報活動におけるスライドの位置づけそのものが後退していったとみられる。

※1 日本工業規格 B7163「スライド映写機」。本規格は2008年に廃止されている。また、これとあわせて1951年制定 B7162「輸出スライド映写機」がある。なお、スライドおよびスライド映写機の規格制定について解説したものとして、『視聴覚教育』1960年6月掲載の特集記事「映写機と J I S 規格」がある。

※2 文部省編『学校における視聴覚教材の設備』（教育弘報社、1949）。また、波多野完治・岸本唯博編『視聴覚教育研修ハンドブック——文部省・標準カリキュラム準拠』（第一法規、1973）掲載の解説も一部参照した。なお、本稿の【図1】から【図4】は、すべて前掲『学校における視聴覚教材の設備』の図版を使用している。

※3 前掲『学校における視聴覚教材の設備』、p. 30

※4 『目黒区視聴覚教育運営委員会のあゆみ』（目黒区視聴覚教育運営委員会、1958）、pp. 45-47

※5 青木章心ほか編『視聴覚教育事典』（明治図書出版、1956）、pp. 470-471

※6 前掲『視聴覚教育研修ハンドブック』、pp. 25-26

※7 前掲『視聴覚教育事典』、p. 444

※8 稲田達雄『映画教育運動三十年』（日本映画教育協会、1962）、pp. 396-397

※9 「昭和十五年 文部省 幻灯創設当時書類」（国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館「中田俊造文庫」）

※10 中田俊造「幻灯教育の立場と文部省型幻灯機の特質」『映画教育』1942年3月号

※11 同上

- ※ 12 文部省規格に準じた映写機で自作のスライドフィルムを投影した場合、画像の端が途切れてしまうこともあったとされている（『視聴覚教室』1951年9月号「交歓室」欄）
- ※ 13 青地忠三『幻灯教育の指針』（日本映画教育協会、1949）、p. 14
- ※ 14 前掲『映画教育運動三十年』、p. 398, 453。1943年から幻灯機の製造は各2400台に増産された。
- ※ 15 同上、pp. 398, 453-454
- ※ 16 前掲『視聴覚教育事典』、p. 445
- ※ 17 関野嘉雄「教材スライド進展のために」『視聴覚教育』1951年9月号
- ※ 18 前掲『視聴覚教育研修ハンドブック』、p. 19
- ※ 19 『社会教育10年のあゆみー社会教育法施行10周年記念ー1959』（東京都教育委員会、1962）、p. 57
- ※ 20 『視聴覚教育要覧』（日本映画教育協会、1952）、pp. 325。前掲『社会教育10年のあゆみ』、p. 57
- ※ 21 文部省社会教育局視聴覚教育課『審査のしおり——映画・幻灯画・紙芝居利用のために』（視聴覚教育資料第4集）（文部省社会教育局、1954）。1949年からは社会教育審議会の分科会にあたる教育映画等審査分科審議会となる。
- ※ 22 『視聴覚協会80年のあゆみ』（日本視聴覚教育協会、2008）（http://www.javea.or.jp/aboutus/files/80th_kinen.pdf）。なお、1980年に日本視聴覚教育協会と改称している。
- ※ 23 「社会科教材スライド」の製作について『映画教育』1950年6月号。前掲『視聴覚教育要覧』、pp. 326-327。なお、スライドと並行して同様の製作体制により、「社会科教材映画大系」も製作された。
- ※ 24 『視聴覚教育』1951年8月号「時報」欄
- ※ 25 「日本スライド連合会の軌跡」『視聴覚教育のあゆみ』（日本映画教育協会、1978）、pp. 108-109。1959年に日本スライド連合会と改称している。
- ※ 26 1959年からは「スライドの日」と名称を変更している
- ※ 27 前掲「日本スライド連合会の軌跡」、pp. 111-112
- ※ 28 同上、pp. 112-114。1952年ころより、学校教師たちのあいだで教材用のスライド自作の取り組みが急速に高まったとされている（前掲『視聴覚教育事典』、p. 34）。
- ※ 29 前掲『視聴覚教育要覧』、p. 329-330
- ※ 30 『視聴覚教育調査資料』第2集（文部省、1953）、p. 34
- ※ 31 日本幻灯連合会編『幻灯総目録』（日本映画教育協会、1954）p. II-144
- ※ 32 前掲『視聴覚教育研修ハンドブック』、pp. 19-20
- ※ 33 『東京市昭和十三年事務報告書』（東京市、1939）、p. 218。このとき各フィルムライブラリーに備え付けられた教材は、戦災による焼失や占領下に没収されるなどしたが、一部は戦後も活用されたという（『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』（東京都学校視聴覚教育0Bの会、1994）、p. 9）。
- ※ 34 代表的なものとして、1934年に映画教育倶楽部（CEC）、1936年に映画教育研究集団（EKG）が組織されている（柳下貞一「都小視研40周年前史」（再掲）『都小視研50周年記念誌』東京都小学校視聴覚教育研究会、2011、p. 8）
- ※ 35 前掲『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』、p. 168
- ※ 36 『東京都教育の概要〔昭和22年版〕』（東京都教育局、1947）、pp. 112-113
- ※ 37 『戦後東京都教育史』上巻（東京都立教育研究所、1964）、pp. 161-163
- ※ 38 『東京都教育史』通史編四（東京都立教育研究所、1997）、pp. 1210-1211
- ※ 39 前掲「都小視研40周年前史」、p. 9
- ※ 40 前掲『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』、p. 10
- ※ 41 『目黒区教育百年のあゆみ』（東京都目黒区教育委員会、1986）、p. 786。前掲『東京都学校視聴覚教育70年のあゆみ』、pp. 32-33

- ※ 42 東京都目黒区教育課指導部・目黒区教育会視聴覚教育研究協議会編『目黒区に於ける視聴覚教育の実践』（東京都目黒区役所教育課、1950）、pp. 15-22
- ※ 43 『東京都の教育』昭和30年版（昭和29年年報）（東京都教育委員会、1955）、p. 207
- ※ 44 『視聴覚教育の在り方』（関東視聴覚ライブラリー委員会、1952）、p. 166
- ※ 45 『昭和28年度 社会教育振興対策』（東京都教育庁社会教育部、[1953]）、p. 18。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 46 同上
- ※ 47 『東京都の教育』昭和34年版（東京都教育委員会、1960）、p. 317。確認できるものだけでも、1960年代までに、社会教育用が42タイトル、学校教育用は34タイトルが製作されている。
- ※ 48 高萩竜太郎「視聴覚教育の地位を確立した活動期」『都小視研50年の歩み』（東京都小学校視聴覚教育研究会、2011）、p. 322
- ※ 49 「東京都文化スライド」は1963年より「東京都広報スライド」と名称を変更しているが、本稿では後者も含め同一シリーズとして扱う。
- ※ 50 文化スライドの基本事項に関しては、『都史資料集成Ⅱ 図録東京都政1』収録「解説」もあわせて確認されたい。
- ※ 51 東京都都民室『昭和27年度 新規事業明細書』（東京都公文書館所蔵）
- ※ 52 例えば、東京都文化スライド第1集「東京の人口」（1952年6月製作）スライド解説書では、スライドのねらいとして、「小学校の高学年、中学校の生徒を対象にして、主として“社会科”学習の中でとり入れられて利用されたら有効であろうと考えてそうした角度にアングルをおいて編集した」と記されている。
- ※ 53 『東京都政概要』昭和27年版（東京都、1953）、p. 168
- ※ 54 『東京都政概要1957』（東京都、1958）、p. 172
- ※ 55 『東京都政概要1959』（東京都、1960）、p. 201
- ※ 56 『東京都政概要1961』（東京都、1962）、p. 267
- ※ 57 『東京都政概要』昭和39年版（東京都、1964）、p. 269
- ※ 58 『東京都統計年鑑』は次のサイトを参照。<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/index.htm>
- ※ 59 戦時下の東京市および東京都が実施した広報活動については、『戦時下「都庁」の広報活動』（都史紀要36）（東京都公文書館、1995）参照
- ※ 60 『東京都政五十年史』事業史Ⅲ（東京都、1994）、p. 299
- ※ 61 『都政十年史』（東京都、1954）p. 550。なお、壁新聞版『東京都お知らせ』のうち、一部の記事が『都史資料集成Ⅱ』第2巻（東京都公文書館、2015）に収録されている。
- ※ 62 『都民と都政の歩み——東京20年』（東京都、1965）、p. 324
- ※ 63 前掲『都政十年史』、p. 550
- ※ 64 「知事室処務規程」（東京都訓令甲第167号）『東京都公報』1949年11月9日号。知事室参与は局長級と位置づけられている。また、『広報活動の概要』（1950年4月1日作成）（東京都公文書館所蔵）によると、参与は吏員に含まず、「一級待遇」の「臨時職員」であるとされている（p. 1）。
- ※ 65 磯村英一『東京都知事』（潮出版社、1966）、p. 25
- ※ 66 前掲『都政十年史』、pp. 550-551
- ※ 67 『広報活動の在り方』（関東ブロック広報主管者協議会、1951）、pp. 62-65。前掲『広報活動の概要』、pp. 7-8
- ※ 68 都道府県広報主管者会議編『広報十年』（全国知事会、1959）、pp. 3-4
- ※ 69 武富巳一郎『都政に生きる』（原口印刷、1963）、p. 77
- ※ 70 前掲『東京都知事』、pp. 6-7

- ※ 71 磯村英一『私の昭和史』（中央法規出版、1985）、pp. 141-144
- ※ 72 前掲『都政十年史』、p. 551
- ※ 73 前掲『東京都政概要』昭和27年版、p. 166
- ※ 74 「都民室事務事業並びに要員計画」（1951年作成）（東京都公文書館所蔵）
- ※ 75 「東京都都民室処務細則」（都総庶第39号）『東京都公報』1952年12月4日付（第1004号）
- ※ 76 『東京都職員名簿』昭和28年2月10日現在（東京都、1953）、p. 87
- ※ 77 『ぶろふいる集』（東京都新聞社、1954）、p. 221。初出は『東京都新聞』1953年10月20日号
- ※ 78 前出『ぶろふいる集』掲載の人物評には「ちよつと方面ちがいのような仕事でも結構こなしている」ともあり、広報業務に精通する「専門家」ではなかったこともわかる。
- ※ 79 『都映協35年史』（東京都映画協会、1984）、pp. 1-4
- ※ 80 部制を導入する1952年11月まで、広報部の長には同部専管の知事室主幹および都民室主幹をあてた。
- ※ 81 『文部省企画・製作教育映画幻燈録音教材目録』（文部省社会教育局視聴覚教育課、1957）、p. 49。『視聴覚教育調査資料』第1集（文部省、1953）、pp. 3_22-23
- ※ 82 「オリンピック東京大会普及宣伝用スライド、仮題「ローマから東京へ」の作成契約締結について」（オ企庶発第68号 1961年2月8日起案）（東京都公文書館所蔵）
- ※ 83 『広報渉外局事業概要』昭和33年版（東京都広報渉外局、1958）
- ※ 84 1961年からスライド付属書にも、「このスライドは都広報室、都教育庁、現場教官、及び作品内容に関係を持つ都庁各局の協力によって製作されています」といった注釈が明記されるようになる。これにより、広報渉外局広報部から広報室広報部へ移行した後も製作体制に大きな変化はなかったことがうかがえる。
- ※ 85 『東京都社会教育の概況』（東京都教育庁、[1952]）、p. 9。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 86 前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』、p. 91
- ※ 87 『昭和28年度 社会教育基本方針』（東京都教育庁、[1953]）、pp. 15-16。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 88 『視聴覚教育資料1957』（東京都教育庁視覚教育課、1957）
- ※ 89 前掲『昭和28年度 社会教育振興対策』、p. 18
- ※ 90 『昭和29年度 社会教育の基本方針』（東京都教育庁、[1954]）、p. 30。前掲『昭和20年代の東京都の社会教育資料集』収録
- ※ 91 前掲『東京都の教育』昭和30年版、p. 207
- ※ 92 『東京都の教育』昭和32年版（東京都教育委員会、1957）、p. 249
- ※ 93 同上
- ※ 94 『広報室事業概要』昭和38年度版（広報室広報部庶務課、1963）、p. 22
- ※ 95 『広報室事業概要』昭和41年度版（広報室広報部庶務課、1966）、p. 12